平成２６年（フ）第１３１号
埼玉県草加市谷塚町1201番地
破産者　株式会社ダクトキャリー
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
長野県飯田市毛賀379番地６
破産者　信州ママ食材株式会社
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１０７号
兵庫県西宮市柏堂町６番26―201号
破産者　村上　　功
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年３月13日午前11時
平成26年12月５日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０号
広島県安芸高田市向原町長田2876番地
破産者　松本　健次
1　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
2　一般調査期日　平成27年３月６日午前10時30分
平成26年12月８日　広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２６９２号
大阪市東淀川区井高野２丁目４―37　サンロード尾野102号、住民票上の住所大阪市東淀川区北江口１丁目１番58―111号
破産者　一益こと　瀧川　　崇
1　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
2　一般調査期日　平成27年３月９日午後２時30分
平成26年12月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６５号
大阪市天王寺区上本町６―３―31　うえほんまちハイハイタウン１階、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市屋敷町13番８号
破産者　ＣＡＲＮＩＶＡＬことカーニバルことかーにばること　有限会社森田商店
1　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
2　一般調査期日　平成27年３月５日午後２時30分
平成26年12月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９号
茨城県北相馬郡利根町大字布川2557番地50、前住所千葉県柏市今谷上町10番地12　ファミリーハイツ201号
破産者　有賀　　崇
1　破産債権の届出期間　平成27年１月20日まで
2　一般調査期日　平成27年３月６日午前10時30分
平成26年12月９日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６６７号
堺市堺区少林寺町東３丁１番24号
破産者　株式会社オリエン
1　破産債権の届出期間　平成27年１月26日まで
2　一般調査期日　平成27年３月23日午後１時30分
平成26年12月８日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６６８号
堺市東区日置荘田中町238番地
破産者　株式会社とり辰
1　破産債権の届出期間　平成27年１月26日まで
2　一般調査期日　平成27年３月23日午後１時30分
平成26年12月８日
大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第４２号
山口県熊毛郡平生町大字大野北２番地の28
破産者　伊東　英孝
異議申述期間　平成27年１月19日まで
平成26年12月９日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１３７号
名古屋市天白区焼山１丁目101番地　東山イーストＣ棟503号
破産者　間瀬　和廣
免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
平成26年12月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２６年（モ）第３０４１号
（平成２５年（フ）第２５号）
埼玉県深谷市栄町７番38号　３号棟
破産者　村山　一布
破産手続開始決定日　平成25年２月４日
平成26年12月８日
さいたま地方裁判所熊谷支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０７１号
東京都千代田区大手町１丁目３番７号
清算会社　株式会社テイー・シー・ワークス
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令取消

平成２４年（再）第１０３号
埼玉県川越市芳野台１丁目103番52
再生債務者　株式会社プロセス・ラボ・ミクロン
主文　平成24年11月28日にした監督命令を取り消す。
平成26年12月５日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２３年（再）第４８号
水戸市渡里町2503番地
再生債務者　茂木　博男
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年12月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１０３号
埼玉県川越市芳野台１丁目103番52
再生債務者　株式会社プロセス・ラボ・ミクロン
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成26年12月５日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第８８号
埼玉県所沢市緑町２丁目９番15号
再生債務者　堀口　裕揮
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月25日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月８日から平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第８６号
埼玉県川越市大字的場2177番地62　プロヌーブ霞ケ関102号室
再生債務者　馬橋　弥夏
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月９日から平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第９２号
千葉県市原市五井1275番地６
再生債務者　武澤　修治
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月14日から平成27年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係